

答 申 第 5 7 号
(諮 問 第 5 7 号)

平成 3 0 年 1 月 2 9 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 9 年 9 月 2 6 日付け鎌地第 6 3 9 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成28年12月22日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「観光案内所職員の雇い止め等の問題等について、職員に面談した時の記録全て。」に対して実施機関鎌倉市長が平成29年1月13日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成28年12月22日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「観光案内所職員の雇い止め等の問題等について、職員に面談した時の記録全て。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成29年1月13日付け鎌倉市指令観第14号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成29年1月20日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

一部公開決定を取消し、全部公開するよう求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成29年1月20日に提出した審査請求書及び同年3月15日に提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 公開しない部分の理由について、当該文書の内容が特定の個

人を識別することができる情報に該当すると言っているが、そのようには考えにくい状況である。

イ 鎌倉市観光案内所は鎌倉市が設置して人件費を市税で賄っている施設であり、かつ当該法人は公益社団法人であるので、公開する義務があるはずである。

ウ 当該法人が労使関係に関して不利益を被るような理由をつけているが、到底納得できる理由ではない。実施機関は条例の適用を誤っている。

エ 特定の個人は識別できないものの、公開されることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、非公開に該当すると説明があったが、個人が識別できないなら公開すべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成29年2月10日付けで提出された弁明書、同年3月31日付け再弁明書及び同年10月30日並びに11月27日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 氏名、在職期間及びその他職業に関することは、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1号に該当するため非公開としたものである。

また、協会と職員との労働契約に関すること、職員的心情等は、特定の職員を識別することはできないものの、公開することにより、個人のその後の人間関係や、後日、労使間で係争が生じた場合に引用されて労使関係に影響を及ぼすなど、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1号に該当するため非公開としたものである。

(2) 法人との労働契約に関すること、協会による雇用上の処遇や方針に関すること及び協会の業務上の指揮命令体制に関することは、当該法人の人事に関する情報に該当し、市議会においてその事実関係が注目されている中で、その真偽が不明のまま公開されることにより、当該法人における個別の事務事業の円滑な執行が妨げられるほか、今後の当該法人に対する評価や、後日、労使間で係争が生じた場合に引用されて労使関係に影響を及ぼすなど、

当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため非公開としたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び実施機関からの決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書作成に係る経緯について

鎌倉市観光案内所は、公益社団法人鎌倉市観光協会（以下「観光協会」という。）が運営する観光案内所である。鎌倉市は、観光協会に対し、補助金を交付していた。

本件対象文書は、上記補助金に関連し、平成28年9月28日及び同月29日に行われた平成27年度一般会計決算等審査特別委員会の際に、実施機関が委員より調査を求められた事項の一つであり、鎌倉市観光協会の元臨時職員へ市職員が面談を行った際の記録である。本件対象文書は、面談の日時、場所、面談者及び主な発言内容が記載されている。

そこで、本件対象文書について、非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書をインカメラで見分したところ、面談者の氏名及び面談を行った職場の記載が認められた。これらについては、面談を受けた個人を識別することができる情報と認められることから、条例第6条第1号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

ウ 次に、非公開とされた面談の内容の中には面談者の在職期間

及び人間関係等を含む勤務先への心情に係る記載が認められた。

在職期間については、ヒアリングの対象となる鎌倉市観光案内所の元職員が11名しかいないことからすると、公開された場合、本人以外でも元臨時職員の雇用に係る関係者や、元臨時職員の同僚等は対象者を特定しうる。そのため、「特定の個人を識別する情報」にあたる。

非公開とされた「面談の内容」のうち、在職期間以外の部分は、労使関係・人間関係についての個人の意見や勤務先への率直な心情等を記したものである。

これらの事項は、個々人が適切に自ら積極的にこれを表明することは自由であるが、そうでない限り、他者に知られることにより雇用関係等において将来悪影響がないかを懸念するなど、一般的には「他人に知られたくない個人の情報」であるといえる。

よって、条例第6条第1号に規定される「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、個人の心情に係る内容として実施機関が非公開としているが、一般に公開されていた募集要項に書かれた内容や、実際の事務の内容を確認する内容であり、個人の心情に関する記載とは認められないことから、公開すべきである。

(3) 条例第6条第2号該当性について

条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

本件対象文書中の「面談の内容」のうち、非公開とされた部分については、労務管理等についての各個人の記憶に基づく発言等が記載されていることが認められる。

裁判所の裁判等あるいは労働基準監督署の指導・勧告等の公的判断を経ているにもかかわらず、こうしたものを明らかにする

ことは、当該事業者にとって社会的評価や業務上の信用等が低下し、法人等の正当な利益が害される蓋然性が認められる。

よって、条例第6条第2号に規定される「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の利益その他の正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、法人の利益を害するおそれがある記載とは認められないことから、公開すべきである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第1号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
日時 平成28年11月24日(木)	
2ページ 32行目から33行目	すべて
日時 平成28年11月28日(月)	
1ページ 33行目	すべて
2ページ 1行目	3文字目から41文字目まで

【第2号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
日時 平成28年11月7日(月)	
3ページ 27行目	すべて
日時 平成28年11月9日(水)	
1ページ 39行目	1文字目から13文字目まで
日時 平成28年11月11日(金)	
1ページ 36行目	1文字目から27文字目、30文字目から最後まで
1ページ 37行目	1文字目から16文字目まで
2ページ 33行目	すべて
日時 平成28年11月28日(月)	
2ページ 3行目から4行目	すべて

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 8 / 1 2 / 2 2	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 2 7	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
2 9 / 1 / 1 3	行政文書一部公開決定通知書送付
1 / 2 0	審査請求書が提出される(処分庁:観光商工課 審査庁:地域のつながり推進課)
2 / 1 0	処分庁が弁明書を提出
3 / 1 5	審査請求人が審査庁に反論書及び口頭意見陳述申出書を提出
3 / 3 1	処分庁が再弁明書を提出
5 / 1 5	口頭意見陳述を実施
9 / 5	処分庁が審査請求人に口頭意見陳述における回答を提出
9 / 2 6	審査会に対し諮問
1 0 / 3 0	第 8 9 回 審査会で審議 (処分庁からの口頭による決定理由説明)
1 1 / 2 7	第 9 0 回 審査会で審議 (処分庁からの口頭による決定理由説明)
1 2 / 1 8	第 9 1 回 審査会で審議
3 0 / 1 / 2 2	第 9 2 回 審査会で審議
1 / 2 9	答申(答申第 5 7 号)